

平成23年第9回涌谷町議会定例会（第2日）

平成23年9月22日（木曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 同意第 5号の上程、説明、質疑、採決

1. 同意第 6号の上程、説明、質疑、採決

1. 議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 認定第 1号の上程、説明、質疑

1. 延会について

1. 延 会

午前10時10分開議

出席議員（14名）

1番	杉浦謙一君	3番	大平義孝君
4番	安部元彦君	5番	伊藤雅一君
6番	門田善則君	7番	鈴木英雅君
8番	大泉治君	9番	菅原富士郎君
10番	長崎達雄君	11番	遠藤稔雄君
12番	木村正義君	13番	笹木健一君
14番	加藤紀君	15番	大橋信夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	総務企画課参事	菅原孝治君
総務企画課参事 兼課長	城口貴志生君	町民税務課参事 兼課長	安部政志君
町民税務課 統括主幹 兼危機管理室長	高橋宏明君	町民医療福祉センター 副センター長 兼総務管理課長	佐々木敏雄君
町民医療福祉センター 健康福祉課長	佐々木忠弘君	産業振興課長	平塚盛茂君
商工観光室長	小野寺和敏君	建設水道課参事 兼課長	村上芳行君
建設水道課 統括主幹	澤田勝治君	会計管理者 兼会計課長	大友信一君
教育委員会教育長	木村達夫君	教育文化課長	高橋勝一君
教育文化課 統括主幹	三塚尚登君	教育文化課 統括主幹	川口美恵子君
代表監査委員	牛渡稔君	農業委員会会長	佐竹榮一君

事務局職員出席者

事務局長	高橋正幸	総務班長	今野博行
主任	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時10分)

○議長(大橋信夫君) 皆さん、おはようございます。

きのうの台風の水害対応につきましては、参与の皆様方、町長さん、それから議員の皆さん方には大変ご苦勞さまでございました。本日もよろしく願いいたします。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(大橋信夫君) 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりです。



◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大橋信夫君) 日程に入ります。

日程第1、同意第5号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(安部周治君) 改めまして、議員の皆様おはようございます。きょうもいろいろとご指導のほどをよろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、同意第5号の提案の理由について申し上げます。

涌谷町監査委員牛渡 稔氏は、平成23年9月30日をもって任期満了となりますので、後任として柳渕 茂氏を涌谷町監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。よろしく願いを申し上げます。

○議長(大橋信夫君) これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大橋信夫君) これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第5号 監査委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(大橋信夫君) 起立全員であります。

よって、同意第5号 監査委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。



◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第2、同意第6号 教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（安部周治君） 同意第6号、提案の理由について申し上げます。

涌谷町教育委員会委員安住功二氏は、平成23年10月20日をもって任期満了となりますので、引き続き安住功二氏を教育委員会委員として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第6号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大橋信夫君） 起立全員であります。

よって、同意第6号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

ここで議会の同意を得られました監査委員、教育委員からごあいさつをいただきます。柳渕 茂さん、登壇願います。

○監査委員（柳渕 茂君） おはようございます。私、この立場でお話しするというのは初めてでございまして、しばし大分緊張しております。先ほど皆さんからご同意をいただきまして、監査委員という大役を就任することになりました、司法書士の柳渕 茂と申します。妻1人、昭和26年の9月の9日生まれ、満ちょうど60歳になったばかりでございます。もともと私にとりましては、監査委員というそういう大役の器ではございません。それで、力量不足ではございますが、この還暦を一つの転機としてとらえまして、精一杯誠実に職責を全うしたいと思いますので、これから皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。（拍手）

○議長（大橋信夫君） 安住功二さん、登壇願います。

○教育委員会委員（安住功二君） おはようございます。このたび涌谷町長様から任命され、議会の皆様方に

承認された、涌谷町教育委員会教育委員の安住功二でございます。前任期中は、町長様を初め議会の皆様にご指導ご鞭撻いただき、この場をお借りし御礼申し上げます。前任期中、子供を取り巻く教育現場に対しまして、さまざまな課題や自然災害などの問題が今残る中、改めて教育委員として再任していただき、その重責を受け、自分自身改めてその責務を遂行する重みを今受けております。これから涌谷を担う子供たち、そしてその子供たちを支える保護者の方や町民の方たちに、教育行政を通しましてよりよい教育環境に、これから微力ながらですが私自身務めさせていただきたいと思っております。改めまして、本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（大橋信夫君） お二方ありがとうございました。

休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。



◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第3、議案第50号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と、日程第4、議案第51号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例は、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括上程されました議案第50号及び議案第51号の提案の理由を申し上げます。

本案は、自立のまちづくりを進めていく上で、まずみずから行政改革の一端を示すとして、平成17年度から平成23年8月30日まで、町長、副町長、教育長の給料をそれぞれ10%、8%、5%の減額を行ってまいりましたが、平成23年10月から翌年3月までの期間におきまして、町長の給料を30%、副町長及び教育長の給料をそれぞれ10%減額いたそうとするものでございます。現下の事情をかんがみ、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。以上です。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、これより質疑に入ります。8番。

○8番（大泉 治君） 現下の状況を考えたときというのはどういったことなのか、お伺いしたいと思います。

○町長（安部周治君） それでは、お答え申し上げます。

先般、議会運営委員会の際にも幹部議員の皆様方に私の考え等々について申し上げました。私みずからが

昨日所信表明をいたしまして、その中に行政改革含めまして財政もあわせた姿の中で、このような考えでありますというふうに申し上げました、その一つの具現であるというふうに理解していただければありがたいなというふうに思います。私みずからが旗の先頭を示したい、そして、これの一助となるならば幸いですし、交際費等々の交流事業への充当を、当町をPRするためにもぜひ活用したいというその一助にもなればとの、そういう考えでございます。よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（大橋信夫君） 8番。

○8番（大泉 治君） 町長さん、きのうの一般質問等でも、要するに自主財源の不足、そしてまたその復旧・復興事業を遂行していく上で、23年度末の基金残高が2億円を下回るというようなお話もされておりましたので、その部分について、また町長の姿勢として報酬を減ずるといふのであれば十分に理解できます。ただ、その時期も、これは単年度やそこいらでできるような復旧・復興事業じゃないので、3月31日までということ自体がちょっと姿勢として理解できないまず一つの要因でございます。それから、ただいまご答弁いただきましたけれども、旅費それから交際費等に充てたいという思いがありましたけれども、これはそういう部分では、その総務費の中の流用で不足が間違いなく生じるというようなことであればですけども、もし生じることがなければ、そちらに充てるというようなことはちょっと違うのではないのかなと。それから、もしその中で満杯に、要するに予算の範囲の中でいっぱいになったのであれば、これはその当然一般会計の中で予備費というものがございまして、そちらも十二分に利用できるという部分であるというふうに思いますので、その報酬を減じてそこに充てるというのは、ちょっと私から見ると違うのではないのかなというふうな思いがしております。そして、これは議運の間に町長さんから説明を受けたことですが、現在の町勢、要するにその勢いですね、町勢、人口等々それから規模をかながみたときに、現在の報酬が果たして適正なのかどうかということを来年度に審議会等を通して諮問したいというようなお話がございましたので、恐らくそれで3月31日までという期間を絞ったのかなというふうには理解しておりますが、あくまでもこれは町長の姿勢として報酬を減ずるといふ形にだけしていただければいけないのかなというふうに考えております。報酬を減じてその交流とかそういったものに使うというのは、これは悪い言葉で言えばですが、本来いただくべき報酬を自分が呈して皆さんに提供するという、これはちょっと行政の会計上これはちょっと違う性格的なものではないのかなという私疑問を持ちましたので、ご質問させていただきます。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、再度お答え申し上げたいというふうに思います。

ただいま大泉議員さんの方から質問されました、そのとおりの考えでございます。確かにこの町長の報酬の定めたその時期については、私の記憶によりますと人口が2万1,000人強の時期の姿であったろうなというふうに考えておりますし、それ以降そういう財政等々の影響等々を勘案いたしまして、先ほど申し上げましたように10%、8%、5%の減額、そしてまた、議員の皆様方にもご協力をいただいて今日に至ってきた経緯があります。それもあわせまして、来年の3月までには報酬審議会を開いていただきまして、その現在の人口あるいは現在の財政規模等々に見合ったその数字を、これからしっかりと町民の方々に示す必要があ

るのかなというふうな認識をもちろん持っております。

そしてまた、二つ目の質問でございましたけれども、私自身のみの当然考えで、私自身の報酬というように考えで、特に波及を催しするような考え等々は持っておりません。そういう面で、教育長には少し迷惑、負担が強られる、そういう姿でありますけれども、やはり先ほど話しましたように、行革あるいは財政基盤のその姿をしっかりと見つめながら、浦谷町の旗を振る人間としての一つの姿勢ということについて、私自身格好よく示したわけではございませんけれども、そういう姿でなければならないと。もう少し話をしますと、私と一緒に選挙しまして、2番議員だったわけでありまして、その方が30%報酬を減じますよということで立候補しております。その中身については、私自身はよく理解はしがたいというような思いでありましたけれども、やはりそれなりの評価をされたということにつきましては、私自身もそういう姿にしなければならない姿も一部あるのかなというような考えもあわせ持ったわけでありまして。そういった面で、深く突き詰めますと理が合わないんじゃないのかなと言われることも私も重々知っておりますけれども、その一つの姿として、私の取り組む姿勢をあらわしたわけでありまして、どうか議員の皆様には、余り難しい姿を考えずにご理解をいただければありがたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（大橋信夫君） 8番。

○8番（大泉 治君） 町長さんの考え方、姿勢、これはある程度理解できます。であれば、この提案理由の期限を区切ったこと自体も今の答弁からはちょっと違うのかなと。姿勢を示すのであれば、任期中ずっと30%減じるというようなお話も本来であれば必要なのかなと。それから、その交流事業とかそういった交際費とか、そういったものについては、結局は予算、こういったことをするという確かな予算をもって現在の3月に認められた予算に不足するからというような確固とした理由がなければ、それに充てることはちょっと違うのではないのかなと。そして、予算を現在の中で町長が考えるそういった事業をやっていく上で、これはある意味での発生主義の考えの形の中で不足が生じるというようなことであって、その場合には先ほど申し上げたようなその流用の仕方をしていただければというふうに思いますし、あえてその今までどおり報酬を減じてきた部分をさらにかさ上げして、また当時の選挙戦の一候補者の方とある意味、意を同じくするというようなことであるならば、先ほど申し上げたように3月31日までというようなことではなく提案すべきではなかったのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（安部周治君） それにつきまして、改めてお答え申し上げたいというふうに思います。

この3月31日というふうに区切ったという中身につきましては、さきほどお話ししましたように、改めて報酬審議会にかけていただき、その趣旨を理解していただきながら対応してまいりたいというのが姿でありまして、もとに戻すために改めてかけるというような考えではございません。その趣旨を理解していただきたいというふうに思います。また、この交際費、あるいは他に充当する、交流事業等々に充当するというような考えでありますけれども、私自身お金には、このお金をそちらの方に色をつけてやるというような姿ではございません。監査委員さんの方からもご指摘があったというふうに私自身感じております。そういった面についてより私の事業を、目標とする事業等々をスムーズにあるいは円滑に対応するためには、多少なりとも無理があるのかな、あるいは皆さん方にもそういう面で勉強をしていただく機会というのにも必要なのか

などというふうな、そういう面の気持ちもございましたので、そういう姿の考えをこの中に取り入れ、そしてまた大きな成果が生まれるような事業の一助になれば、私はありがたいものだというふうに考えた素直な姿でございますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 私も大泉議員さんの考えと同じなんですよね。そして、来年の3月31日まででなく、やるんだったら任期いっぱい、そして報酬を減額して交際費に回すと、すると、今の交際費が足りないということなんですか。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（安部周治君） まず、期限の関係でありますけれども、ここに期限等を具体的に書いたその姿につきましては、改めて報酬審議会を開催する時期ということを確認していただきたいというふうに思います。その中で、どのように継続だと、あるいは新たなというようなことがなろうというふうに考えておりますので、その辺をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。現実にもう10%、8%、5%という姿で今継続されながら来ておりますので、この線を改めて問い直すこの機会というものも必要になるのかなというふうに考えておりますし、2番目の交際費等々の充当ということについては、私のあくまでも姿勢というようなことで理解をいただければありがたいなというふうに考えております。当然、動けば動くほどそういう面での必要な経費というものが出てくるでしょう。これは当然のことだというふうに思っておりますので、あわせてそれをご理解をいただければ幸いだなというふうに思っております。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（大橋信夫君） 挙手多数であります。

よって、議案第50号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（大橋信夫君） 挙手多数であります。

よって、議案第51号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例は原案

のとおり可決されました。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第5、議案第52号 涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（安部周治君） 議案第52号、提案の理由を申し上げます。

本案は、平成23年7月29日に公布、施行され、平成23年3月11日以降に生じた災害に関して適用される災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律に基づきまして、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲の中に、死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていました兄弟姉妹を加えようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） それでは、議案第52号についてご説明を申し上げます。

説明につきましては、条例案新旧対照表1ページをお開きください。

改正内容につきましては、災害弔慰金支給対象遺族を拡大する改正でございます。第4条災害弔慰金を支給する遺族の改正でございます。災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第2項が改正され、兄弟姉妹についても支給対象とされました。第1項第1号は、順位づけする遺族について、括弧書きで兄弟姉妹を除く規定を挿入するものでございます。この規定は、死亡者に兄弟姉妹以外の他の支給対象遺族がないことを明確化するものでございます。第3号ですが、法改正された対象範囲を兄弟姉妹まで拡大するものでございます。第1号の改正によりまして、死亡者の死亡当時において配偶者等支給対象遺族がない場合、同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹に対して災害弔慰金を支給するものでございます。

議案書の5ページの附則でございます。この規定によりまして、3月11日以後の災害に遡及適用されることから、東日本大震災に伴う遺族の救済範囲も拡大されるものでございます。

なお、涌谷町では、現在のところ対象となる方はおりませんことを申し上げて説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号 涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号 涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第6、議案第53号 涌谷町と宮城県との間の災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（安部周治君） 議案第53号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第252条の14第1項の規定により、災害弔慰金の支給等に関する法律第1条に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給のための審査会その他の合議制の機関の設置及びその運営並びに災害弔慰金等の支給審査会への諮問等を宮城県に委託いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） それでは、議案書の6ページ、7ページをお開きいただきます。

議案第53号 涌谷町と宮城県との間の災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託についてご説明を申し上げます。

ただいま町長が申しあげましたとおり、災害弔慰金等支給審査会等の事務を宮城県に委託するものでございます。東日本大震災に係る災害弔慰金の対象となる死亡または障害であるか否か、いわゆる災害関連死等であるかどうかを審査、判定する審査会については、町単独での設置が困難であるため、その事務を宮城県に委託するもので、その協議をする規約を定めるものでございます。

7ページでございます。涌谷町と宮城県との間の災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する規約。

第1条、災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託でございます。これにつきましては、ただいま町長が申しあげましたとおり、地方自治法第252条の14第1項の規定により宮城県に委託するものでございます。

第2条ですが、委託事務の範囲でございます。東日本大震災による死亡または障害であるか否かを審査、判定する審査会の設置事務等でございます。

第3条につきましては、委託事務の管理及び執行の方法についての規定でございます。

第4条ですが、委託事務に要する経費の負担等ございまして、経費については涌谷町が負担するものでございます。なお、委託料の詳細が示されておりませんので、予算計上については12月補正を予定してございます。

第5条ですが、涌谷町と宮城県との協議等に関する補足規定でございます。

8ページ、附則でございます。この規約は涌谷町と宮城県との協議の成立の日から施行するものでございます。

今後の手続きでございますが、この議案が議決された後、宮城県と正式協議を行い、11月の宮城県議会において議決を得た後、協議成立することになります。このため、審査会への諮問等については、平成24年1月ごろから開始になる見込みでございます。なお、この審査会等の事務委託に関しまして、現在のところ審査判定の申し出はございませんが、1件について照会がございましたので、申し出があった場合に備えるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号 涌谷町と宮城県との間の災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号 涌谷町と宮城県との間の災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

じ]

〔出席議員数休憩前に同

○議長（大橋信夫君） 再開します。

◇

◎認定第1号の上程、説明、質疑

○議長（大橋信夫君） 日程第7、認定第1号 平成22年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、登壇願います。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 認定第1号、提案の理由を申し上げます。

本案は、平成22年度涌谷町各会計歳入歳出について決算を終了いたしましたので、決算書及び附属書類を添えてその認定を求めるものでございます。

それでは、まず一般会計について申し上げます。

歳入決算額は69億4,019万1,000円、歳出決算額は67億4,033万3,000円となり、歳入歳出差し引きから繰越明許費繰越額及び事故繰越繰越額を差し引いた実質収支額は1億5,267万9,000円となったところでございます。

歳入につきましては、町税におきまして前年度より5.5%の減となりましたが、法人町民税、固定資産税及びたばこ税においても減額となりましたことから、昨年に引き続き減額となったところでございます。また、国庫支出金におきましては、定額給付金で減額となったほか、財政調整基金等の取り崩しがなかったことから、繰入金等で大幅な減額となっております。地方交付税については、地方財政計画において、地域活性化雇用等臨時特例費が特別枠として創設されたことから基準財政需要額が増額になり、また、市町村民税等の減額により基準財政収入額が減額となったことから、普通交付税が増額となっております。

また、重点分野雇用創出事業補助金や、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業補助金、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金等増額により、県支出金は増額となっております。

さらに、町債では、農業生産基盤整備事業債及び臨時財政対策債が増額となり、総額では0.7%の増額となったものでございます。

歳出につきましては、第4次総合計画のまちづくり基本方針に基づいて申し上げます。

まず、教育と文化のまちづくりについてでございますが、学校教育につきましては、学力向上パワーアップ事業として、新たに算数、数学における学力向上に取り組むとともに、幼児、児童、生徒が生きる力をはぐくむことを目指して個性を生かす教育の充実に取り組んでまいりました。また、一昨年度新型インフルエンザの流行により中止いたしました韓国、アメリカとの交流研修事業を再開するとともに、学校施設の耐震診断、改修工事の実施や国の住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、各幼稚園、学校等の図書館の充実を図るなど、教育環境の改善に努めております。子育て支援としましては、預かり保育等を引き続き実施するとともに、涌谷第一小学校に学童クラブ室を設置し、子育て環境の充実を図るとともに、社会教育においては、家庭教育の推進や青少年の健全育成のほか、城山土壘発掘調査を引き続き実施いたしております。

次に、健康と福祉のまちづくりについて申し上げます。

高齢者福祉につきましては、箕岳地区に民間グループホームの新設や西地区の民間グループホームの増床に対する助成で、介護施設の充実を図るとともに、介護予防事業やひとり暮らし高齢者対策、老人クラブへの助成等、在宅生活の支援も引き続き実施いたしております。児童福祉におきましては、国が新設しました子ども手当の支給を行うとともに、小学校6年生までの子ども医療費の無料化を入院まで拡大し、子育て家庭の負担軽減を図っております。また、健康づくりについては、妊婦健診や3歳児までの各種検診等、母子

保健事業の充実のほか、国保と連携した特定健診、高齢者健診等実施体制を国保病院での健診と集団検診の選択制とし、受診率の向上を図るとともに、健診後の保健指導を実施し、疾病の早期発見、早期治療、介護予防につなげてまいりました。また、予防接種におきましては、高齢者季節性インフルエンザの助成に加え、高齢者肺炎球菌ワクチン及び乳幼児ヒブワクチンの助成を新たに実施いたしております。

次に、生産と交流のまちづくりについて申し上げます。

農業振興につきましては、担い手育成総合支援センターを中心に農業の担い手に対する総合的な支援に努めるとともに、新たに国が導入しました戸別所得補償制度への円滑な対応や、農業担い手に対する総合的な支援に努めてまいりました。土地改良事業としましては、県営土地改良事業の推進を初め、国営江合川地区土地改良事業や涌谷西排水機場施設維持管理の補助を実施いたしております。

園芸振興につきましては、パイプハウス整備補助を継続し、また、畜産振興については、町単独奨励事業を継続するとともに、貿易事業に対する助成項目を追加し、畜産経営の安定化を図ってまいりました。

商工業振興につきましては、景気悪化による地域の不況対策として、地域中小企業振興資金の7億円の融資枠を継続したほか、運転資金に対する融資額の増額、貸し付け保証料の全額と利子の一部に対する町独自の補給補助を継続実施したほか、観光栗園整備事業やにぎわい夢ショップ事業の実施、町花、桜を管理するための桜台帳を整備いたしました。また、緊急雇用対策として、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を実施し、52名を臨時職員として採用し、次の就職までの就業機会を提供して、生活の安定を図りました。また、産業振興課内に商工観光室を設置して体制を充実させ、企業誘致や地場産品、観光資源についての情報発信等を町内外にアピールしております。

次に、自然と環境のまちづくり及び快適で安全なまちづくりについて申し上げます。

環境美化につきましては、町民団体等が行うクリーン奉仕活動等を支援し、公衆衛生組合と連携して不法投棄防止パトロール等を実施いたしました。また、し尿やじん芥処理事業等については、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、大崎地域広域行政事務組合と連携しながら循環型社会の構築に取り組んできたところでもあります。また、生活の安全確保につきましては、消防団の活動支援や消防施設の維持管理を図るとともに、地域の自主防災組織に対する資機材の購入支援を行い、また、交通安全対策にも努め、安全なまちづくりに取り組んでまいりました。3月11日に発生いたしました東日本大震災におきましては、地震発生直後、直ちに災害対策本部を立ち上げ、町内の被災状況調査や町民の皆様の安全確認を行い、町内公共施設や各地域の集会所等18カ所に避難所を設け、避難されました町民の皆様の安全・安心の確保に努めたところでございます。

次に、便利な定住のまちづくりについて申し上げます。

道路整備につきましては、交付金事業を活用した八雲1号線歩道整備のほか、幹線町道の改良舗装及び維持補修を行っております。また、既存の町営住宅の長期的なコスト圧縮につなげるため、公営住宅の長寿命化計画を策定いたしました。町民バスにつきましては、運賃大人100円、子ども50円を維持し、公共交通機関として大きな役割を果たしてまいりました。

次に、自治と自立のまちづくりでございます。

コミュニティー活動の推進につきましては、地域の自治会活動の支援を初め、学校週5日制対応の地域活

動にも支援を行うとともに、地域の集会所等の施設整備の支援を行っております。また、第4次涌谷町総合計画後期基本計画の策定に当たりましては、総合計画懇話会を開催し、公募の委員を含む23人の委員の皆様から計画に盛り込むべき施策等について貴重なご意見をちょうだいし、計画に反映させていただいております。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は22億7,887万円、歳出決算額は22億480万6,000円となり、歳入歳出差し引き7,406万4,000円を翌年度に繰り越しいたしております。

歳入では、国民健康保険税におきましては、景気の低迷等により失業者がふえ所得が下がったこと、震災の影響が重なったことから、対前年度比6.2%の減少となっております。収納率につきましても、この影響で0.14%の減少となっております。今後とも収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。国庫支出金につきましては、保険給付費の増加に伴いまして、療養給付費負担金、普通調整交付金が増加いたしまして、対前年度比3.0%の増加となっております。歳入全体では対前年度比5.5%の減少したところでございます。

次に、歳出でございますが、保険給付費は歳出総額62.0%を占め、1人当たりの使用額の増加から対前年度比2.1%の増加となっております。また、後期高齢者支援金等の減少があり、歳出全体では対前年度比4.7%減少したところでございます。保健事業費では、医療保険者に実施が義務づけられました特定健診の受診率は対前年度比4.2%上昇しましたが、特定保健指導の実施率につきましては減少する結果となっております。今後は未検者対策を充実させ、町民の皆様を初め、関係者のご理解、ご協力をいただきまして、受診率、実施率の向上に努めてまいりたいと考えております。

今後の財政状況は、被保険者の高齢化や生活習慣に起因する慢性的な病気の罹患者が増加していることに伴う保険給付費の増加、また、長引く景気低迷と震災等で保険税収入の大幅な減少が見込まれます。このような結果、財政調整基金残高の減少が見込まれますことから、極めて厳しい状況にあります。今後も歳入の的確な把握、確保に努めるとともに、特定健診等各種保健事業を推進し、健全な運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は1億3,894万2,000円、歳出決算額は1億3,484万5,000円となり、歳入歳出差し引き409万7,000円を翌年度に繰り越しいたしました。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料と一般会計からの基盤安定繰入金及び事務費繰入金等でございます。収納率につきましては99.5%で、今後とも収納向上に努めてまいります。

次に、歳出につきまして、被保険者保険料として8,607万6,000円、保険料の軽減に伴う基盤安定化負担金として4,502万円を、それぞれ宮城県後期高齢者医療広域連合に負担金として支出しております。

次に、老人保健事業について申し上げます。

本事業につきましては、平成20年3月で老人保健制度が廃止された後の精算事業分として、平成22年度まで継続されたものでございます。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

平成22年度は渋江地内、桜町裏地内、中江南地内を供用開始区域としまして拡大したところでございます。工事等につきましては、涌谷浄化センター沈砂池ポンプ等の土木建築工事及び汚水管渠等の布設工事を実施したところであり、認可区域318ヘクタールのうち77.3%の約246ヘクタールの整備が完了いたしております。水洗化の状況につきましては、1,395戸の世帯及び事業所が接続されている状況でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

篁岳中央、上郡、花勝山、生栄巻地区が供用開始をしており、340戸の世帯及び事業所が接続されている状況で、適正な維持管理に努めているところでございます。

公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、今後ともより多くの町民の皆様が下水道の恩恵を享受できますよう、普及促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

認定者数、サービス利用者数とも増加し、介護保険給付費総額では対前年度比4.9%の増加となっております。また、平成23年度に策定予定の第5期介護保険事業計画の基礎資料とするため、65歳以上の高齢者全員の皆様を対象に、日常生活圏域ニーズ調査を実施し、88.8%の回収率となっております。これらの調査をもとに、どこにどのような支援を必要とされている高齢者がどの程度生活しているかをよりの確に把握し、個々の高齢者の状態に合った地域支援事業を実施することが必要となります。今後とも社会福祉協議会及びNPOひまわり等のサービス事業者と連携しながら、よりよい在宅生活の支援になお一層努めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業会計について申し上げます。

給水事業としましては、夏期の天候に恵まれ、水の需要がふえましたことから、年間給水量は136万8,000立方メートルとなり、前年度より約4万3,000立方メートルの増加となりました。建設改良につきましては、石綿セメント管更新事業として追戸沢二地内及び南太田地内を実施するとともに、神楽岡地内の送配水管改良工事を実施し、管路の整備に努めたところでございます。

収益的収支につきましては、収入では総収益3億9,997万円と対前年度比0.3%の減少となりましたが、総費用が3億7,799万2,000円となりましたことから、2,197万8,000円の純利益を生じたところでございます。これによりまして、前年度繰越利益剰余金37万3,000円と合わせた金額から120万円を減債積立金に、2,080万円を建設改良積立金に積み立てし、残りの35万1,000円を未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越したところでございます。

また、資本的収支につきましては、建設改良等に伴う収支不足額1億2,936万3,000円を過年度分損益勘定留保資金等に補てんいたしたところでございます。今後とも安全で安心な水の供給に努めるとともに、なお一層の健全財政の確立に努めていきたいと考えております。

次に、国民健康保険病院事業について申し上げます。

患者数では、入院患者数延べ4万1,264人、1日平均133人、また、外来患者数は延べ6万3,885人、1日平均263人で、前年度と比較し入院患者数が2,304人、5.9%の増となり、外来患者数でも3,100人、5.1%の増となっております。

収益的収支につきましては、総収益20億3,091万7,000円、総費用20億5,841万3,000円となり、消費税処理

後2,749万6,000円の純損失となり、前年度繰越欠損金と合わせ、当年度未処理欠損金として7億4,053万8,000円を翌年度に繰り越しいたしたところでございます。

病院事業につきましては、慢性的な医師不足の中、整形外科常勤医の着任、健診センターによる町内全地区での特定健診、特定保健指導など、サービスの向上に努力してきたところであります。前年度に比べ、外来、入院とも医業収益の増など収益は大きく改善しておりますが、赤字決算と相なったところでございます。

今後の病院事業につきましては、涌谷町町民医療福祉センター改革プランに基づき、経営の健全化を目指すとともに、管理者であるセンター長との協力のもと、医師確保を図り、収支の黒字化を図られるよう努力していかねばならないものと考えております。

次に、老人保健施設事業会計について申し上げます。

入所者数は延べ2万7,938人、1日平均77人、通所者数は延べ1万1,515人、1日平均33人と、前年度と比較して、入所で254人、0.9%の減、通所で733人、6.0%の減となりました。

収益的収支につきましては、総収益4億8,441万8,000円、総費用5億16万4,000円で、1,574万6,000円の純損失となり、前年度繰越欠損金と合わせ、当年度未処理欠損金として1億9,893万7,000円を翌年度に繰り越しをいたしたところでございます。

資本的支出につきましては、771万円の支出となり、不足額同額を過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

老人保健施設事業につきましては、社会保障費の中でも依然として介護報酬は低い状態にあり、また、東日本大震災で通所利用者が一時的に減少した影響もあり、厳しい内容の決算となっております。

今後の老人保健施設事業につきましては、管理者であるセンター長と協力のもと、関係機関との連携強化を図りながら、介護の質の向上、そして施設利用における安心度の向上を目指し、利用者並びにご家族に喜ばれるような施設運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、訪問看護ステーション事業会計について申し上げます。

利用者数は、訪問看護で延べ3,691人、1日平均15人、訪問リハビリで延べ4,292人、1日平均18人と、前年度と比較し、訪問看護で125人、3.3%の減、訪問リハビリで633人、17.3%の増となっております。

収益的収支につきましては、総収益6,341万円、総費用6,122万5,000円、218万5,000円の純利益を計上し、前年度繰越利益剰余金と合わせ、当年度未処分利益剰余金として4,790万1,000円を利益積立金と建設改良積立金へ、3,000万円を利益剰余金として処分し、1,790万1,000円を翌年度に繰り越しいたしたところでございます。

訪問看護ステーション事業につきましては、医療依存度の高い方の入院や在宅での看取りが多かったため、サービス終了となった方が多く、訪問看護の回数が大きく減少したところでございます。今後、医療依存度の高いケースへの訪問が評価されることから、管理者であるセンター長と協力のもと、各医療機関等への働きかけを含め、在宅医療、在宅介護を必要とする新規利用者の確保や利用者のニーズにこたえられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、各会計について申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長等から説明いたさせますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（大橋信夫君） 続いて、監査委員の監査報告を求めます。

牛渡代表監査委員、登壇願います。

〔代表監査委員 牛渡 稔君登壇〕

○代表監査委員（牛渡 稔君） それでは、監査委員を代表いたしまして、平成22年度の一般会計初め各種特別会計8件、並びに企業会計4件の決算審査の結果について報告を申し上げます。

なお、お手元に配付されております決算審査報告書の順に報告いたしますが、総括的な審査の要点と意見について報告申し上げます。企業会計につきましては、認定第1号資料として歳入歳出決算概要により説明いたし、決算の意見を述べて決算審査の報告とさせていただきますので、ご了承のほどお願いを申し上げます。それから、各決算書附属書類あるいは監査から出ました端数処理について、若干1円の違いがあるかと思っておりますので、その辺ご了承お願いをいたしたいと思っております。

それでは、一般会計並びに各種特別会計に係る決算報告書の1ページをお願いいたします。

審査の対象は、平成22年度一般会計並びに各種特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類、それから平成22年度の事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、（3）平成22年度各種基金運用状況。

審査の期間ですが、平成23年7月7日から20日まで、実質7日間でございます。

審査の手続き、23年7月1日審査に付された22年度涌谷町一般会計、各種特別会計の歳入歳出決算について、町の監査基準に基づき、現地踏査を含め下記の点を重点に審査を行いました。

(1)決算の計数が正確であるか。

(2)予算の執行が適正に行われたか。

(3)財政運営が適正かつ健全に行われているかなどに主眼を置くとともに、公有財産、基金、債権、物品の管理等に留意しながら帳票、証書類を精査し、例月出納検査、定期監査、行政監査等において留意事項について責任者及び関係職員から資料の提出と説明を求めて審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算の計数は正確で、予算執行の内容は適正妥当と認めるものでございます。

財政運営については平成22年度の決算時において、依存財源が50億1,323万円、72.2%で、前年は69.2%で、そのうち地方交付税が29億4,655万1,000円で、58.7%を占めております。自主財源の根幹である町税の占める割合は19.9%で、昨年は21.2%で、年々低下をしております。特に、不納欠損額及び収入未済額、徴収向上については、職員は日常業務しながら努力をしていますが、なかなかその成果が見えないような状況でございます。今後、やっぱり全庁一丸となって取り組み、ぜひ自主財源の確保に努められることを望みたいと思っております。不納欠損については、後でもっと詳しく説明いたしたいと思っております。

基金の管理については適正である。

公有財産の管理はおおむね良好な管理と認められました。

それから、各種工事については、工事の起工から完了まで一連の事務執行については、詳細に担当の方では処理されているというふうに認めました。

次の2ページをお願いいたします。

2ページは決算の概要でございますが、資料でお渡ししている認定第1号資料の、平成22年度涌谷町各会

計歳入歳出決算の概要をちょっと見ていただきたいんですが、そこに大事なもののだけ一応数値であらわしてございますので、22年度決算含めて21年度、23年度合わせて記載してございますので見ていただきたいんですが、当初予算額に年間の補正額を記載して最終予算額を記載しています。それから、歳入総額、歳出総額、差引額、繰越明許、事故繰越、実質収支、不納欠損額、収入未済額というふうに挙げて、ほぼ22年度は21年度と国の景気対策の制度を導入しながら、ほぼ同様の予算執行でございました。23年度は、ご承知のとおり震災で、もう既に23年度は22億6,800万円補正されています。今回のまだ補正があればこれに上積みになっていて、いかに財政的に震災の影響が大きいかというふうに分かってきます。

この中で、不納欠損額についてちょっと行政監査をした経緯がございましたので、ちょっとその辺を説明したいと思うんですが、平成19年度は全会計で4,769万7,000円、20年度が4,841万2,000円、21年度が5,500万6,000円、それから平成22年度が6,156万7,000円、この金額が一応不納欠損額として4年間で2億1,260万円程度不納欠損額をされています。それで、内容です、22年度を見たんですが、当然これはやむを得ない、事故とか経済困難とかということであるんですが、ここに不納欠損額に入る前に、すべての経費が滞納繰越分なんです。その滞納繰越分の徴収方法について、やはり職員は日常業務に追われながらこの対応をするということは、なかなか継続的に未納者と接触するというものは非常に努力をしているんですが、なかなかその成果が上がらないということが考えられます。それで、監査の私の意見としては、やはり継続的に滞納繰越分の方々に継続して接触していかないと、なかなか徴収に結びつかないんじゃないかというような考え方から、ある市町村では、その全会計の未収分を一括して専任制をとったところがあるんです。それについては、大分効果が上がっていることもございません。その辺ひとつ今後の課題としてやはりその未収対策をすれば不納欠損額も入ってくると、金額からいうと、自主財源の税が16億円ですから、そのやっぱり金額からすると相当大きいように感じられます。以上、その一般会計の中でそういうことを感じましたので、今後よろしくお願いを申し上げたいと思います。

決算については、ほぼ21年度とほぼ同じ経過をたどっているというふうに見えます。

それから、3ページの財政分析の推移ですが、財政力指数は、これは3年間平均ですからね、予算の措置によって若干の数値なんですが、ほぼ0.36でほぼ同じぐらいですが、ほとんどの比率が改善されています。やはり、平成17年度から財政再建を急務として、いろいろな取り組みがやったのが今出てきて、公債費比率が8.4%、実質公債費比率が12.5%、償還額が大体6億8,000万円ぐらいだということになると、通常ペースに今後事業が展開できるのではないかと考えていますけれども、やはり東日本大震災の影響で、さらに今後厳しさを増すんですが、その辺のところ長期的な財政の収支の均衡に留意して、引き続き健全で効率的な行財政の運営をお願いをいたしたいというふうに思っております。

次に、4ページの財調の関係でございますが、これは財政当局の努力もあって、本年度は1億1,621万2,000円増額となっております。

次に、人口の動態ですが、これを動態をちょっと分析してみますと、22年度の住民登録の関係からいうと、出生が103、死亡が241、自然動態で転入が292、転出が349という、大体死亡と出生で120～130、転入転出で50程度と、だから約170ぐらいですね、毎年この程度が動態としてはこういうふうになっている状況でございます。

それでは、一般会計等について、この財政収支の状況については、先ほど町長さんが述べてございますので省略いたしますが、歳入の概要及び意見について申し上げます。

歳入総額69億4,019万1,000円、調定額に対して97.70%、予算額に対して99.71%を示しております。

歳入総額においては、前年度より4,621万4,000円の増額である。自主財源である町税収入は前年度より8,048万円の減額を示し、地方交付税において1億8,433万2,000円の増額。国庫支出金については、前年度より1億6,033万4,000円の減額。繰入金については前年度より1億9,686万8,000円の減額で、町債においては前年度より1億2,330万円の増額を示してございます。

一方、町税の収入済額が歳入総額に占める割合は19.93%で、前年度と比較して1.3%減となり、収納率は0.25%の減となりました。今後とも自主財源確保のため、4の(2)で記述したとおり、町民一人一人の権利と義務の重要性を強く訴え、自主財源である町税の徴収努力に抜本的な対策を期待するものでございます。

次に、歳出ですが、歳出については、歳出予算の執行及び行政事務の執行状況については、部門ごとに詳細に記載してございますので、ご参照をお願いをいたしたいと思っております。

次に、国民健康保険会計をお願いをいたします。15ページになります。

当年度における決算の状況は、歳入総額22億7,887万円、前年比5.48%の減、歳出総額は22億480万7,000円、前年度比4.65%の減で、歳入歳出差引額7,406万3,000円の黒字計上で、執行率は97.42%となり、歳入歳出とも前年度を下回りました。内容等については、若干医療費が伸びて、あとそれぞれ国保の財政ルールによって、ほぼ前年並みの予算の対応でございます。

それでは、17ページの意見を申し上げます。

本年度の国保運営は前述のとおり平成20年度に大きな制度改正があり、老人保健制度から移行期で、財政調整制度として後期高齢者支援金及び介護納付金等が創設されて3年目を迎えました。

歳出総額において、前年度比4.65%の減、保険給付費が2.08%の増、総務費で3.63%の増、その他14.27%の減である。歳入総額においては、前年度比5.48%の減で、特に保険税が前年度比6.25%減、国庫支出金が3.03%の増、県支出金が9.18%の増、その他交付金で12.26%の減、その他の経費で11.71%の減となった。歳入歳出とも前年度比5%程度の減で決算計上に至ったものである。

国保運営は、被保険者相互の扶助精神から制定されているもので、当町医療福祉センター機能を生かし、各種保健教育、受診の適正化、医療費の抑制に努めたところである。わくや健康ステップ21事業を継続実施し、各種保険事業をさらに推進するとともに、3年目となる特定健診・特定保健指導について医療センター全体で受診率の向上を目指すよう期待するものである。

国保税現年分及び滞納繰越分の徴収についても、今後も景気の低迷により所得増は期待できず、さらに、東日本大震災の影響で収納率の向上に困難が予想されることから、独自の滞納整理システムを構築して、収納率の向上に努めることを願うこととともに、今後、制度及び医療費の動向に注目しながら、国保事業の健全運営をなお一層努力をお願いをいたしたいと思っております。

老人保健特別会計等については、これはあくまでも過年度分の精算処理で、本会計は平成22年度で終了いたします。

後期高齢者医療保険勘定特別会計等については、これも国保関係のルールでされて、ほぼ前年と同じよう

な内容で、運営は県内全市町村が加入している宮城県後期高齢者医療連合で運営されているものだが、平成25年度には制度の見直しが予定されております。

宅地造成事業特別会計ですが、数年同じような傾向をたどって、ことしの予算執行はほとんどなかったんです。完売に向けて、広報、ホームページで詳細にPRはしているんですが、今後土地の再評価、あるいは公的利用、そういうものを検討をお願いし、再評価で妥当な金額で販売するか、公的な利用で検討をお願いしたいと思います。

公共下水道事業特別会計、それから農業集落排水事業等については、これも例年どおり予算処置等についてはほぼ21年度と同様にやっているんですが、どうしても加入率の接続率が低迷しているということが、両会計についての課題だと思います。これは、やはり今の核家族化とか高齢者世帯でどうしてもつけられない事情もあるかと思うんですが、やはり受益区内を、整備した区内をもう少しやっぱりPRとか、いろいろな内容で加入率の促進をしていかないと、維持管理費用等について、結局一般会計から応援いただかないと運営できないというふうになりますので、できれば接続率等の促進に努めていただきたいというふうに思っております。

それから、介護保険事業特別会計等については、これも保険給付の状況が大きく増額になっているんですが、当町については、施設サービスがやはり充実していますので、どうしても保険料にはね返っていくということになりますので、従来どおり介護保険のサービスの利用については、居宅と地域密着サービスと、それから施設サービスを充実していただきたいというふうに思います。

介護支援事業特別会計等については、これはケアプランの作成のケアマネジャーの経費ですが、ほぼ利用者家族本意のケアプランの作成に従事されているというふうに思います。

一般会計それから特別会計の総合意見として申し上げます。平成22年度の各会計決算については、それぞれ会計ごとに審査結果を述べておるところであり、各会計の収支残高をもって決算は終了しています。決算は各種施策に行った結果として、行政効果及び住民の評価等を見定め、その執行実績を示した計算書という性質上、予算が的確に執行されているかどうかを見きわめることが何よりも重要なところであります。

第三次涌谷町行政改革大綱及び第四次涌谷町総合計画の実施については、町民から要望を取り入れながら、国の経済対策の制度を導入しながら実施をされております。今後とも町民との協働を図るとともに、限られた財源、国県の制度を積極的に導入して、着実に予算執行されると思料されます。本年度の財政分析指数を見ると、前年度に比べ若干改善しつつあり、実質公債費比率は大きく低下し、経常収支比率も好転してございます。また、本年度は国の緊急対策交付金事業を積極的に活用して事業を展開するなど、財政の健全化が図られた決算状況となっております。

本町の行財政改革、少子化、高齢化施策については、相当の評価がされるものの、東日本大震災の復旧・復興対策が今後本格的に推進されることから、財政的に長期的な展望に立ち、引き続き健全に効率的な行財政運営に努められるよう望むものであります。さらに、今後の経済情勢や地方分権の推移などを判断するとき、さらに町民の自助、共助による協働を促進して、行政参画の確立を図るべきである。今後も行政の簡素化や効率化に努め、経常的経費の節減、財産の適正かつ有効な運用に取り組み、将来を展望した諸施策実現に向けた積極的な政策を展開するとともに、さらに健全な行財政運営の推進を期待するものでございます。

○議長（大橋信夫君） 代表監査委員の監査報告中ですけれども、昼食のため、1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

午前に引き続き、監査報告をお願いいたします。代表監査委員をお願いします。

○代表監査委員（牛渡 稔君） それでは、平成22年度の涌谷町水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、涌谷町老人保健施設事業会計、訪問看護ステーション事業会計に係る決算について説明をいたしたいと思っております。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

審査の対象については、水道事業会計ほか3件。

審査の期間は23年6月6日から8日まで3日間。

審査の手続きは、平成23年6月1日に審査に付された決算書類及び事業並びに経営状況が適正であるかどうかを審査するため、事業の実施状況、財政関係諸帳票、証拠書類等を精査し、必要と思われる諸資料を提出させ、責任者より聴取するとともに町の監査基準に基づき、下記の点を重点に通常行われる審査手続きで実施をいたしました。

4. 審査の重点事項については、水道事業会計、収益的収支、資本的収支の状況、配水量及び給水量の状況、企業債の償還の状況、料金体系の状況、受水費の動向、水道事業第5次改良拡張整備計画の進捗状況、公共下水道事業、農業集落排水事業との関連の状況。

国民健康保険病院事業会計については、収益的収支及び資本的収支の状況、患者の動向、地域包括医療の病院として対応の状況、診療体制の状況、一般会計との関連性。

老人保健施設事業会計については、収益的収支及び資本的収支の状況、入所・通所実績の状況。

訪問看護ステーションの事業会計については、収益的収支の状況、利用者の実績の状況でございます。

それで、概要でお示し、資料でお示ししている平成22年度の公営企業会計決算概要、資本的収支については省略させていただきますので、決算書をご参照いただきたいと思っております。水道事業会計、企業会計等については、当然収益収入と収益的支出が違う状況で予算処置をされますが、当初予算では水道会計については2,599万5,000円の収益が出る予定で予算を組んだわけですが、決算としては3億9,997万円、収益的支出が3億7,799万2,000円ということで、2,197万8,000円で、若干低下した決算になっているんですが、平成23年度の7月1日に基本料金が2.53%、水量料金が3.29%の料金の値下げをしております。そのシミュレーションの状況からいうと、若干それからおした、ほぼ予定どおり執行されたのではないかというふうに思われます。

それから、ことしの特徴としては、有収率が4.3%増加しているんです。今まではほとんど1～2%だったんですが、これは石綿管の更新事業が功を奏したのではないかということで、さらに有収率の状況を高め

ていただきたいというふうに思っております。

それから、次の国民健康保険病院でございますが、当初予算では1億1,336万9,000円の赤字からスタートしたわけなんです、収益的収入で2,491万4,000円の増加が出たのは、これは当然整形外科の常勤になったことによって、医業収益がほぼ1億円程度ふえてございます。その結果だと思えます。それから、収益的支出については6,096万円の減額になっているんですが、決算では、やはり人件費とか諸経費等の節減をした結果、本年度は決算で2,749万5,000円の赤字となっているんですが、減価償却がここで8,212万5,000円ございますので、減価償却前では5,463万円の黒字ということで、当面の目標を、やはりここで非常に病院事業としては職員の努力があらわれたなというふうに思っております。

それから、次の老人保健施設事業でございますが、これも収益的収入と収益的支出については2,800万円の赤字ということで、決算の結果としては若干収益的収入それから支出についても、どちらも落ち込みしているんですが、収益的収入については、通所の収入が3月の大震災からほとんどその影響があって、収益的な収入について通所のところで相当影響があったようでございます。ただ、支出については、やはり臨時職員とか人件費の削減に努めた結果、1,574万6,000円ということの赤字になって、これも減価償却が3,693万9,000円ありますから、減価償却前では2,119万円の黒字ということで、いつも前年度の監査でも指摘しているんですが、やはり減価償却前で収支がとれるような努力をしてほしいということなので、本年度これがあがる程度達成されたということで、職員がやはり評価できるものと思えます。

それから、訪問看護ステーションの事業会計等については、これも同じ経緯で、利用者等については、ほぼ町立病院あるいは開業医の訪問看護に従事してございますが、これも収入内訳としては、震災の影響で3月やはり収益的な収入が実は落ち込みをしてございます。

それで、企業会計としては当初計画したより、それぞれやはり努力の成果が数字としてあらわれているというふうにして、合計額、合計の最後にいいますと、総体で1億1,349万円の赤字予定で事業をやったんですが、全体のトータルで1,907万8,000円の赤字で済んだということになると、ここ二、三年の経過から見て、非常に企業会計が努力しているというふうに見られると思えます。

それでは、企業会計等については、それぞれ詳しく数値をあらわしてございますので、ご参照のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それで、水道会計の一応意見を申し上げたいと思っておりますので、6ページをお願いいたします。

本年度の事業収支は、収益3億9,997万円、費用が3億7,799万2,000円で、2,197万8,000円の黒字計上となった。これによって、水道事業剰余金は、前年度繰越利益剰余金残金37万3,000円を合わせた2,235万1,000円となり、うち120万円を減債積立金に、2,080万円を建設改良積立金に充て、35万1,000円を翌年度に繰り越したもので、事業に対する経営努力は認められる。

受水関係では、本年度大崎広域水道事業所との責任受水量は150万4,520立米で、実績受水量は144万4,196立米であり、責任受水量に対する受水率は95.9%となっております。なお、年間の配水量に占める大崎広域水道事業所からの受水量の割合は93.5%と、前年度と比較して1.1%増加となっております。

年間有収水量は136万7,954立米で、前年度と比較して4万2,855立米増加しており、有収率では88.6%となり、前年度と比較して4.3ポイント上回ったことは、これまでの石綿管更新工事漏水対策が効を生じたも

のと思われる。さらに有収率の向上に努めるべきである。

第5次改良拡張整備計画は、本年度まで順調に整備されているが、石綿セメント管の未改良部分が2,638メートルあり、さらに数年かかることから、老朽管の更新、東日本大震災の被害対策を含め、的確に実施すべきである。さらに、給水量の増加対策については、現下の経済不況並びに給水人口の減少などからやむを得ない事情があるものの、公共下水道事業、農集集落排水事業とも連携して、さらに一体的な取り組みを望むものであります。

次に、国民健康保険病院事業会計の意見を申し上げたいと思いますが、11ページをお願いいたします。

平成22年度涌谷町国民健康保険病院事業会計の決算概要は、次のとおりである。

涌谷町町民医療福祉センター改革プランの2年目である平成22年度は、当初予算計上において1億1,336万9,000円の赤字収支から事業を開始した。医業収益においては、前年度比5.5%増、9,398万1,000円、医業費用において1.3%増、これは2,483万9,000円で、収支で2,749万6,000円の純損失決算計上に至ったものであります。

診療体制としては、整形外科常勤医確保による外来及び入院患者数の増加したもので、宮城県内中小自治体病院同規模では、医業収益は平均値を超えており、医療従事者の努力は評価できるものである。

医療費用においては、給与費が医業収益の59.9%を占めて、前年度より3.3%低下した。整形外科の常勤医師が確保されたことによる医業収益が増加したものである。さらに、将来の事業の安定化のために、医師確保に最大限の努力を望むものである。

涌谷町町民医療福祉センターシステム構想に基づく保健・医療・福祉の包括システムを生かした在宅医療・人間ドック・特定健診・特定保健指導など、さらに積極的な推進を期待するものである。本事業運営に係る指摘事項はないが、病院事業において、人件費の増嵩が顕著であること、あるいは医療センター全体による人事管理による賃金の抑制と経費の縮減に努力されることを望むものである。

今後の医療、福祉変革予想されることから、涌谷町町民医療センター改革プランに基づき、目標達成のために向けた検討を加え、町民から信頼される病院になるよう期待するものであります。

次に、老人保健施設事業会計の意見でございます。14ページでございます。

本事業は、介護保険法改正によって初めての介護報酬引き上げの影響もあり、入所者254人減、通所者75人減となったが、平成23年3月の東日本大震災のため、通所者が大きく減少した。事業収入は1.1%減少であり、事業費用は、主に人件費が8.3%減少したことにより、赤字額の縮減になったことは、職員の努力を評価するものと認める。

本年度は、当面の目標である減価償却前で黒字を達成されたもので、さらに保健・医療・福祉包括システムの拠点施設の機能を生かし、質の高いサービスの提供も必要と認められるが、業務予定量の確保と職員の定員管理の適正化を図り、早期に安定的な施設運営に努力されるよう望みます。

介護認定者が増加し、施設入所希望者が多い状況で、利用者の要望にこたえてほしいものである。この施設は医療福祉センターの一翼を担う拠点であり、職員の接遇及び介護技術の向上とともに、利用者に信頼される施設として確立されることを期待するものであります。

次に、訪問看護ステーションで、次の16ページをお願いします。

本事業は、事業開始以来、健全な事業実績を示しており、本年度は利用者において業務予定量と事業収益が若干低下したが、218万5,000円の純利益計上に至ったことは職員の努力と評価することができる。この事業の専門職員の配置については、利用者の要望、運営に配慮された人事管理を望むものである。この施設は、医療センターの在宅医療の一翼を担う拠点であり、職員の接遇及び技術向上とともに、さらに利用者から信頼される事業所となるよう期待するものであります。

以上で、全会計の説明はしたんですが、補足的に、財政健全化についてちょっと職員に要望したことをお伝えしたいと思います。

平成17年以降、財政健全化を最優先に、すべての経費が縮減されています。それで、今後、公債費が若干平準化したことによって、政策的な経費等については、やはり意欲を持って予算要求をしてほしいと。そうでないと、やはり町も職員も町民も元気がなくなるということから、やっぱり今の財政状況でも、ぜひやりたい政策は責任を持って要求してほしいと。それで、特に財政当局にお願いしたのは、やはり政策的な経費の中で、需用費が非常に大事な要素です。例えば、交際費、旅費、需用費、食料費、これはある程度予算を確保しなければ、対外折衝にやっぱり非常に大事な経費というふうに私は思いますので、今後そういうことに努めてほしいということを職員にお願いいたしまして、講評といたしたわけでございます。以上で説明終わります。

○議長（大橋信夫君） 以上をもって町長の提案理由の説明及び監査委員の監査報告は終了いたしました。

これより町長及び監査委員に対する総括的な質疑に入ります。ありませんか。11番。

○11番（遠藤釈雄君） ただいまの監査報告の一番最後の代表監査委員のお言葉であります。ここ数年いわゆる緊縮財政で、極端に言えばお金を出さないということに終始したという中で、監査委員の立場から、使うべきは使う、投資するところは投資するというお言葉をいただきました。これは、監査委員としての感懐から出たもので、非常にこう、この次に決算審査がございしますが、そういった面から私としては非常に画期的なご意見だったのかなと思っております。また、議員各位においては、やはりこの言葉をきちんと受けとめて、決算審査に当たっては、私としては質疑する立場にございませぬので申し上げたいんですが、そういったような監査委員の言葉を受けとめて、決算の審査に当たっていただければ、なおさら監査委員のこれまでのご努力に報いることができるのかなと思っておりますので、質疑という形ではございませぬけれども、その監査委員の言葉を私としてはまともに受けた形でございませぬので、一言皆様に、そして監査委員に申し上げたつもりでございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

なお、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の

審査に付することに決しました。



◎延会について

○議長（大橋信夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決しました。



◎延会の宣言

○議長（大橋信夫君） 本日はこれで延会します。

延会 午後1時21分